

日本フードシステム学会役員選出規程

第1条 本会会則第8条に定める本会役員の選出は、この内規による。

第2条 理事の定数は36名とする。ただし、会長指名の理事は定数外とするが、その数は8名以内とする。監事は2名とする。会長指名理事は、事務局次長および事務局員他として会務を分担し、大会を開催する組織・地域の会員の中から指名された理事は大会運営を分担する。

第3条 理事の定数は、会員数に比例して付表に示す地域割、専門領域割定数によるものとする。定数は会員数の大幅な変動があった場合、これを見直すものとする。

第4条 理事候補者は各地域、専門領域ごとに組織される4名以内の推薦委員（会長が常任理事会の承認を経て委嘱する）から推薦された者とする。事務局長候補者は、会長が事務局所在組織選出の理事と協議して推薦する。理事、監事は、常任理事会、理事会の承認を経て総会で決定される。顧問は、常任理事会の発議により理事会で決定し、総会で承認する。緊急に人選が必要な場合は常任理事会の発議により、会長が指名し、その選任は次の総会の承認を受けるものとする。

第5条 推薦された理事候補者が、それを承認する常任理事会までに推薦母体である地域、専門領域を転勤等で移動する場合、会長は、当該地域の推薦人と協議して、他の候補者を選定するものとする。

第6条 会長、副会長は、3分の2以上の理事が出席した理事会において投票によって互選する。会長は、有効投票数の過半数を得た理事を当選者とする。過半数が得られない場合、上位2者の決選投票を行ないその上位者を当選者とする。その際、同数であった場合は抽選にて決定するものとする。副会長は、4名連記の投票によって上位4者を当選者とする。

常任理事は、会長がその候補者を推薦し、理事会で決定する。常任理事の任務分担は会長が指名する。

第7条 本内規の改廃は理事会で決定し、総会で承認を受けて発効するものとする。

付 則 本内規は1994年5月21日から施行する。1997年6月14日改正。2000年6月17日改正。

2002年6月15日改正。2004年6月19日改正。2006年6月17日改正。2007年6月9日改正。2009年6月20日改正。2011年6月18日改正。2015年5月30日改正。

付表 日本フードシステム学会理事定数

学術系部門・地域別区分		定数	行政・産業系部門、事務局長	定数
地域別区分	北海道地区	2	行政・産業系部門	8
	東北地区	2		
	関東地区<除く東京>	7		
	東京地区	7		
	中部地区	1		
	近畿地区	2		
	中国・四国地区	2	事務局長	1
	九州・沖縄地区	2		
	農水省政策研・(国)農・食品産業研機構等	2		
学術系部門計		27	合計	36

- 注：1. **学術系部門**には前区分の「食・農・資源・経済・経営・商学系部門」に「食文化・食生活・地域食品・社会学系部門」「食物学・工学・栄養学・医学系部門」を統合ものである。
2. **行政・産業系部門**には、前区分の「食品産業団体・農林水産産業団体(含む個人)部門」「食品企業(含む流通業他)部門」「食品行政・ジャーナリスト部門」「生協・消費者団体(含む個人)部門」を統合ものである。
3. 都道府県コード(JIS X0401)順番で日本の都道府県を挙列する。
- 北海道地区**：北海道、**東北地区**：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、**関東地区**：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、**東京地区**：東京、**中部地区**：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、**近畿地区**：京都、大阪、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、**中国・四国地区**：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、**九州・沖縄地区**：福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄